

平成28年度

加古川市予防接種健康被害等調査対策委員会（報告）

標記のことについては、次のとおり開催しましたので報告します。

- ・ 日 時 平成29年2月7日（火）午後2時5分～3時
- ・ 場 所 加古川市立 勤労会館 1階 101会議室
- ・ 出席委員 委員長 衣川 睦 副委員長 今井 雅尚
委 員 小阪 嘉之 委 員 橋本 直樹
委 員 芳田 栄二
(竹島委員、播委員、米谷委員については、欠席)

事務局	こども部長	高橋 嗣夫
	こども部次長	玉野 彰一
	育児保健課長	宮北 敏勝
	育児保健課副課長	長谷川 博史
	育児保健課保健担当副課長	苫田 淳子
	育児保健課母子保健係長	森 優子
	育児保健課母子保健係主査	芳本 恵子
	福祉部健康課健康政策係長	福山 新一郎
	福祉部健康課健康政策係主査	藤原 恵美子

- ・ 会議資料
平成28年度加古川市予防接種健康被害等調査対策委員会次第
資料1 加古川市予防接種健康被害等調査対策委員会名簿、事務局名簿
資料2 認定事例の経過報告について
資料3 加古川市予防接種実施状況
資料4 加古川市予防接種健康被害等調査対策委員会規則

- ・ 議事等
 - 1 開会
 - 2 委嘱状交付及び開会あいさつ 部長より
 - 3 委員紹介 宮北課長より
事務局紹介 自己紹介

4 委員長・副委員長の選出及び委員長あいさつ

委員長は衣川委員、副委員長は今井委員

5 議事

(1) 認定事例の経過報告について

森係長より説明し、質疑応答

(2) 加古川市予防接種実施状況について

長谷川副課長より説明

< 質疑応答 (要旨) >

- 委員長 コッホ現象報告の中の1番目の方について、結核感染のルートは、わかっているのでしょうか。
- 森係長 感染経路の特定までは報告にはありませんでした。
- 委員 麻しん風しんのワクチンが不足している状況で、日本脳炎のワクチンも現状では不足している。日本脳炎Ⅱ期の接種勧奨を行ってしまうと、日本脳炎Ⅰ期の対象者のワクチンが足りなくなるが、加古川市はどのように対応をするのか。
- 森係長 日本脳炎は、国が、(接種差し控え期間対象者の)二十歳までの経過措置を行っています。19歳、20歳になる方は経過措置の期限が迫っていることから、国から接種勧奨を行うように通知があります。加古川市としても引き続き接種勧奨をして周知していくことが重要と考えております。日本脳炎は比較的接種期間が長めですので、Ⅰ期、Ⅱ期とも定期の期間での接種を進めてまいります。
- 委員 MRの経過措置はどうするのですか。
- 宮北課長 現在、国の動向を見ています。今回のMRワクチン不足については、一地域のみの問題ではないため、経過措置を行うのであれば国が行うほうが良いと考えています。しかしながら、ワクチンが偏在している為、一地域で対応が必要であるのであれば、市においても、適切に対応できるように検討致します。
- 委員 資料8ページの過誤報告については、過誤があった時にマニュアルなどを作られて、今後の対策として市から指導しておられるのか。
- 森係長 予防接種券の確認を加古川市で行っており、過誤があれば、全数医療機関に連絡をとって説明を行い、医師会を通じて過誤報告を提出していただいております。過誤報告の様式の中に再発防止策の記入欄を設けてあり、そのつど再発防止策の確認をしています。また、年2回開催する予防接種連絡会においても、年度中の過誤について全数報告をし、予防接種実施医療機関にフィードバックすることで、

- 過誤内容と予防策の周知徹底及び注意喚起を図っております。
- 委員 コッホ現象報告の1つ目は、接種日と報告日が逆になっているのではないかと。
- 宮北課長 確認いたします。
- 委員 予防接種過誤があった事例で、もしも健康被害が生じた場合、どこが責任を負うのか。また、補償内容は違うのか。
- 森係長 定期接種であれば、予防接種法での補償となり、定期接種でない場合（任意接種）の健康被害はPMDA（独立行政法人医薬品医療機器総合機構）での補償となります。補償内容についてですが、大きく違うのは死亡及び重度障害が生じた際の一時金と年金です。医療費と医療手当についてはほぼ同程度の補償内容となります。
- 宮北課長 過誤の内容により、定期接種となる場合と任意接種になる場合があります。定期接種であれば、市に賠償責任があります。
- 福山係長 加古川市と実施医師会との契約内容に合致するものは、加古川市の実施事業として対応することとなります。契約内容に合致しないものは市の実施事業ではないということになります。
- 委員 資料8ページにあるような過誤の場合はどうなりますか。
- 森係長 予防接種法で定められている対象年齢内の接種であれば、定期として取り扱います。対象年齢外は任意接種として取り扱います。資料8ページの事例のように、接種間隔が短いなど過誤があっても、予防接種法の対象年齢内の接種であれば定期として取り扱っています。
- 委員長 いずれにしても、医師会としては、過誤のないよう十分留意した上で、安全な接種に努めていくことが重要です。また、健康被害の際には当委員会において、適切な審議に努め、被接種者の福祉に寄与することが重要と考えます。その他の議題がなければ、これで、議事終了といたします。
- 6 その他 なし
- 個人情報のため、「資料2 認定事例の経過報告について」は回収いたします。
- 7 閉会